(目的)

第1条 この規則は、ドナー及びドナーを雇用している事業者に対し、予算の 範囲内において、骨髄移植ドナー支援事業補助金(以下「補助金」とい う。)を交付することにより、骨髄又は末梢血幹細胞(以下「骨髄等」とい う。)の移植を推進することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。
 - (1) ドナー 公益財団法人日本骨髄バンク(以下「骨髄バンク」という。) が実施する骨髄バンク事業(移植に用いる造血幹細胞の適切な提供の推進 に関する法律(平成24年法律第90号)第2条第5項に規定する骨髄・末梢 血幹細胞提供あっせん事業をいう。以下同じ。)において、骨髄等を提供 した者をいう。
 - (2) ドナー休暇 骨髄等の提供に伴う必要な通院又は入院をする場合において特に認められる休暇をいう。

(補助の対象者)

- 第3条 補助の対象者は、次に掲げるものとする。
 - (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記載されているドナーであって、骨髄等の提供を証明する書類の交付を受けたもの
 - (2) 前号に掲げる者(個人の事業者と同一の者を除く。)を国内の事業所に おいて雇用している事業者(国及び地方公共団体並びに独立行政法人を除 く。)
- 2 前項の規定にかかわらず、他の地方公共団体から、補助金その他これに類するものの交付を受けている場合は、補助金の交付を受けることができない。 (補助金の額等)
- 第4条 補助金の額は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める額と する。
 - (1) 前条第1号に掲げる者 骨髄等の提供のための通院又は入院の日数(以

- 下「通院等の日数」という。)に応じ、1日につき2万円(その額が14万円を超えるときは、14万円)
- (2) 前条第2号に掲げるもの 前条第1号に掲げる者が取得したドナー休暇 の日数に応じ、1日につき1万円(その額がドナー1人につき7万円を超 えるときは、7万円)
- 2 通院等の日数は、骨髄バンクにより骨髄バンク事業における骨髄等の提供 に必要なものとして証明された次に掲げるものに要した日数とする。ただし、 骨髄等の採取及びこれに関連する医療処置により生じた健康被害のための通 院等の日数は、含まないものとする。
- (1) 健康診断に係る通院
- (2) 自己血貯血に係る通院
- (3) 骨髄等の採取に係る入院
- (4) 前3号に掲げるもののほか、骨髄バンクが必要と認める通院又は入院 (交付申請)
- 第5条 補助金の交付を受けようとするドナーは、骨髄等の提供に係る退院の 日の翌日から起算して1年を経過する日までに、浦安市骨髄移植ドナー支援 事業補助金交付申請書(ドナー用)(別記第1号様式)に次に掲げる書類を 添えて、市長に申請しなければならない。
 - (1) 骨髄バンクが発行する骨髄等の提供をしたこと及び通院等の日数を証する書類
 - (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
- 2 補助金の交付を受けようとする事業者は、第3条第1項第1号に掲げる者 の骨髄等の提供に係る退院の日の翌日から起算して1年を経過する日までに、 浦安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付申請書(事業者用)(別記第2号 様式)に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。
- (1) ドナーとの雇用関係を確認することができる書類
- (2) 就業規則その他のドナー休暇の制度を設けていることを証する書類及 びドナーがドナー休暇を取得した日数を確認することができる書類
- (3) ドナーに係る骨髄バンクが発行する骨髄等の提供をしたこと及び通院等の日数を証する書類

- (4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類 (交付決定)
- 第6条 市長は、前条第1項又は第2項の規定による申請を受けたときは、その内容を審査し、補助金の交付の可否を決定し、その結果を浦安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付決定通知書(別記第3号様式)又は浦安市骨髄移植ドナー支援事業補助金却下通知書(別記第4号様式)により当該申請者に通知するものとする。

(交付請求)

第7条 前条の規定により補助金の交付の決定を受けたものは、補助金の交付 の請求をしようとするときは、浦安市骨髄移植ドナー支援事業補助金交付請 求書(ドナー用・事業者用)(別記第5号様式)を速やかに市長に提出しな ければならない。

(交付決定の取消し)

第8条 市長は、偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたものがあるときは、当該交付の決定を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第9条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合において、当該取消し に係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、期限を定めて、そ の返還を命ずることができる。

(補則)

第10条 この規則に定めるもののほか、補助金の交付に関し必要な事項は、 市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行し、同日以後に骨髄等を提供した者について適用する。